

凍結保存期限の更新手続きおよび破棄に関するご案内

2023.7.1 徳永産婦人科

受精卵・胚の凍結保存期限は1年間です。継続した保存を希望する場合は1年毎にお手続きが必要です。

また、破棄を希望する場合にもお手続きが必要となります。

各手続きは胚凍結保存同意書に記載された期限と**期限日以降の1ヶ月間**で受け付けています。

保存期間延長等のご連絡に関しては、当院より個別でのお知らせは行っておりませんのでご了承ください。

*** 保険診察での凍結胚の保存期限継続は凍結胚保存同意書に記載された期限までに書類による手続きが行われた場合に限りです。この他は自費での更新料が発生いたしますのでご注意ください（保存を中止する場合もございます）。**

【凍結胚保存期限の継続を希望される方】

—保険診療での凍結胚の保存期限継続を希望される場合—

保険診療で凍結胚の期限延長手続きを行う場合、「凍結胚移植の治療計画」を医師と相談する必要があります。当院では「1年以内の胚移植予定」を目安としております。

妊娠中や育児中などの状況も含めて、治療計画の目的が立たない場合には保険診療での更新適応外となり、自費での延長手続きが必要となります。<凍結保存継続の手続き手順>をご参照ください。

自己負担額：10,500円/1件：期限1年間（個数の制限にありません/例:5個の凍結胚を保険更新→10,500円）

※別途、診察料・エコー料が必要となります。

—自費での保存期限継続を希望される場合—

原則医師との診察は行っておりませんので、受付での対応のみとなります。

<凍結保存継続の手続き手順>、⑤以外が必要となります。

自己負担額：11,000円/1個：期限1年間（例:5個の凍結胚を自費更新→55,000円）

—凍結個数を制限されたい場合—

継続依頼書と中止依頼書の2枚のご記入・ご提出が必要となります。

保険の場合：<凍結保存継続の手続き手順>をご参照ください

自費の場合：<凍結保存継続の手続き手順>の⑤以外でお手続きが必要となります。

<凍結保存継続の手続き手順>

- ① 当院ホームページより各種依頼書を印刷・ご記入ください。
- ② 予約システムから来院日の予約をお願い致します。
- ③ 診察券と各種依頼書を受付へご提出下さい。
- ④ 依頼書の内容を医師・スタッフと確認させていただきます。
- ⑤ 医師による超音波での診察後、治療計画を立てます。
- ⑥ 胚凍結延長同意書または胚凍結保存中止同意書をお渡しします。
- ⑦ 受付にて延長の料金をお支払いください。
- ⑧ 各種同意書に関しては、後日郵送か持参をお願い致します。

【凍結保存中止をご希望される場合】

期限延長手続きと同様に予約をとっていただき、ご記入済の中止依頼書を受付へご提出ください。担当スタッフより凍結胚保存中止同意書をお渡しいたしますので、ご記入・ご提出をお願いします。提出後、書類に基づき廃棄させていただきます。